

みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会会則

平成26年 6月25日制定

(目的)

第1条 みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会（以下「協議会」という。）は、東北地区において子供たちに自然体験や生活体験などの体験活動を提供するとともに、関係機関と連携を図りながら体験活動を推進する機運を高める取組などを実施し、「体験の風をおこそう」運動を普及、推進することを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、前条の目的に賛同する青少年教育施設、地方公共団体、学校、青少年団体、企業、NPO法人等の職員並びに外部有識者で組織する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、以下の各号の事業等を行う。

- (1) 「体験の風をおこそう」運動事業の企画、実施に関すること。
- (2) 「体験の風をおこそう」運動事業の普及、広報に関すること。
- (3) 「体験の風をおこそう」運動事業の支援に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、会長は構成員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は協議会の議長となり、会務を掌理する。会長に事故があるときは、副会長がこの職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、国立岩手山青少年交流の家において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年6月25日から施行する。